

第三次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画
について

「第三次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について

1. 計画の位置づけと期間

○ 計画の位置づけ

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」で、厚生労働大臣が定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下、「基本的な方針」とします。）に即して策定することとされている計画です。
- ② 「第三次箕面市子どもプラン」の基本理念を踏まえ、整合を持たせる内容とします。

○ 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2. 計画策定の目的等について

○ 目的

- ① ひとり親家庭等の早期自立に向けた各種の施策を、体系的に実施するために策定します。
- ② 法による策定義務はありませんが、平成17年に「箕面市母子家庭等自立促進計画」、平成22年に「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまでも早期自立に向けた各種支援の展開に取り組んできています。

○ 「第三次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」策定における新たな視点

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正施行により、父子家庭への支援拡大が求められることとなりました。
- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行により、ひとり親家庭の子どもへの貧困の連鎖防止に向けた取り組みが重点化されました。

3. 計画策定の指標としてのアンケート調査結果の活用

「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」の策定にあたり、大阪府が府内の市町村を通じて実施したアンケート調査結果のうち、本市の児童扶養手当受給者及び寡婦より得た回答を入手し、本市のひとり親家庭の現状把握と課題分析等に活用します。

- アンケート調査にかかる本市の状況
児童扶養手当受給者及び寡婦から無作為に抽出し配布した550名のうち、304名（父子家庭20、母子家庭222、寡婦62）から回答を得ています。
- アンケート調査からみえる主な傾向
 - ① 雇用情勢は厳しく、就労結実するも、生活が安定するまでの所得に至らないことが多い状況となっています。
 - ② 「養育費を受け取っていない」、「養育費の取り決めをしていない」ケースが多く、生活が安定しない大きな要因の一つとなっています。
 - ③ 困ったときの相談相手の中心は家族・友人が多く、公的機関の相談機能が十分に活用されていません。

4. 国・府の動向

- 国
法改正・制定を受け、「基本的な方針」の見直しを行うための審議を継続中です。
- 府
平成26年8月実施のアンケート調査を経て、本年3月に「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定しています。

5. 今後の進め方

- 現在、国においては、現行の「基本的な方針」が平成26年度までのものであるため、これを見直し、対象期間が平成27年度から平成31年度までの「基本的な方針」を審議中で、案がほぼ固まりつつある状況ですが、これは法第12条に規定する、都道府県、市等が策定する「自立促進計画」の指針となるものです。
- 平成26年8月閣議決定の「子供の貧困対策に関する大綱」においては、ひとり親家庭の子どもに対する貧困の連鎖防止のための取り組みが重点化されており、審議中の見直し案においても、子育て・生活支援の強化、養育費の確保等の促進などとともに、子どもの貧困対策が盛り込まれていることから、本計画策定における施策体系の中心的な柱になるものと考えています。
- 見直し後の「基本的な方針」は、今年度中に決定され、厚生労働大臣の告示がされると考えられますが、「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」の計画期間が平成26年度までとなっているため、国の告示後速やかに策定する必要があり、国の審議に並行し本会議においてご審議をお願いし、本計画策定の作業を進めるものです。

計画策定の指標としてのアンケート調査の活用

大阪府は、「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定するために、府内市町村に協力を求めてアンケート調査を実施し、課題等を分析し、ひとり親家庭等を取りまく現状やニーズの把握を行い、計画策定の指標とするとともに、その結果を集約し、市町村にアンケート結果を提供しました。

「第三次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたっては、本アンケート結果のうち、本市の状況に関するデータを活用することとします。

なお、本市のアンケート対象者は、児童扶養手当受給者及び寡婦のかたの中から無作為に抽出し配布した550名で、うち304名（父子家庭20名、母子家庭222名、寡婦62名）から回答を得ています。

1. ひとり親家庭等を取りまく現状

（1）回答者の属性等

① 回答者の年齢構成

母子家庭の母の年齢は、「40～44歳」が30.7%、次いで、「45～49歳」の23.9%、「35歳～39歳」が21.6%となっています。年代別では40歳代が54.6%、30歳代が31.1%、20歳代は7.9%でした。

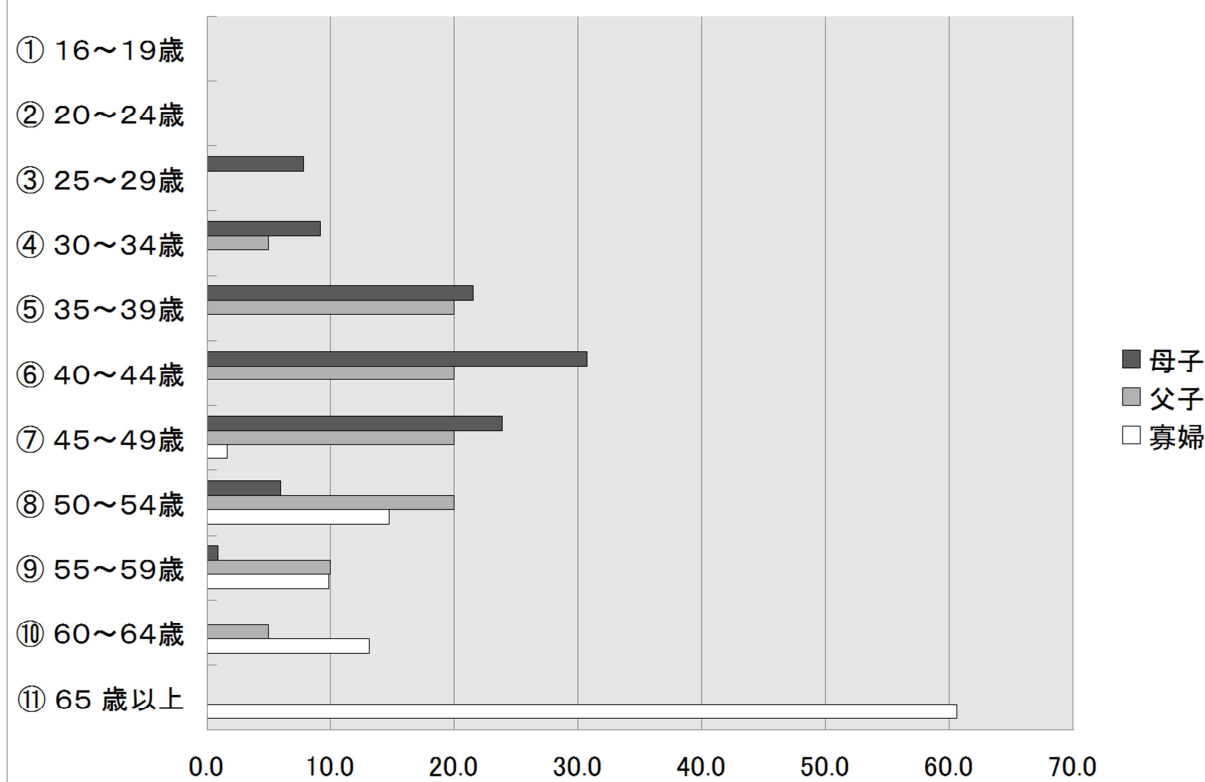
父子家庭の父の年齢は、「35～39歳」、「40～44歳」、「45～49歳」、「50～59歳」がそれぞれ20.0%となっています。

年代別では、40歳代が40.0%、50歳代が30.0%、30歳代が25.0%でした。

母子家庭の母に比べると、父子家庭の父の年齢層は少し高くなっています。

寡婦の年齢は、「65歳以上」が60.7%、次いで「50～54歳」14.8%となっています。年代では、60歳代以上が73.8%を占めています。

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の年齢

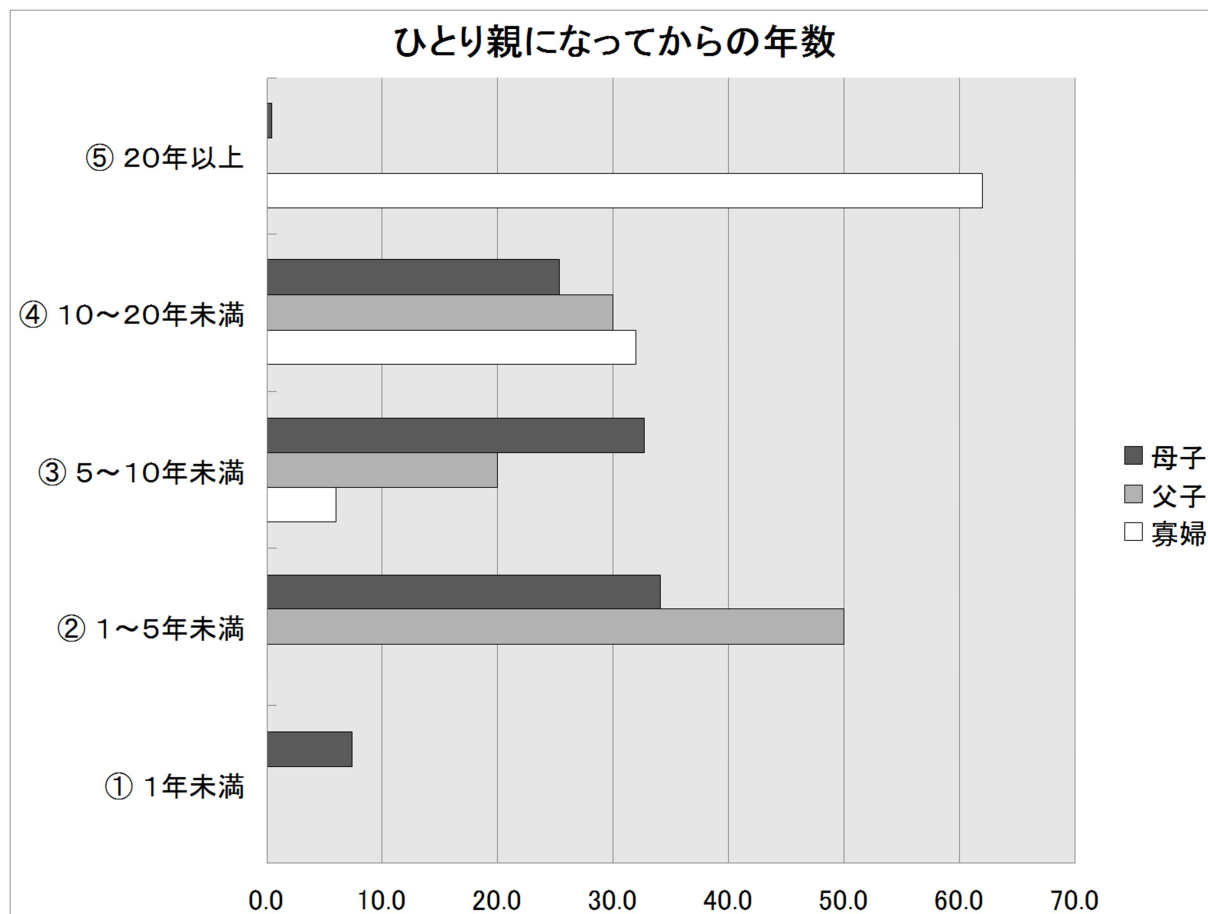


② ひとり親家庭等になってからの年数

母子家庭では、「1～5年未満」が34.1%、「5～10年未満」が32.7%となっています。

父子家庭では、「1～5年未満」が50.0%、「10年～20年未満」が30.0%となっています。

寡婦については、ひとり親となって、「20年以上」が62.0%を占めます。



③ ひとり親家庭になった理由

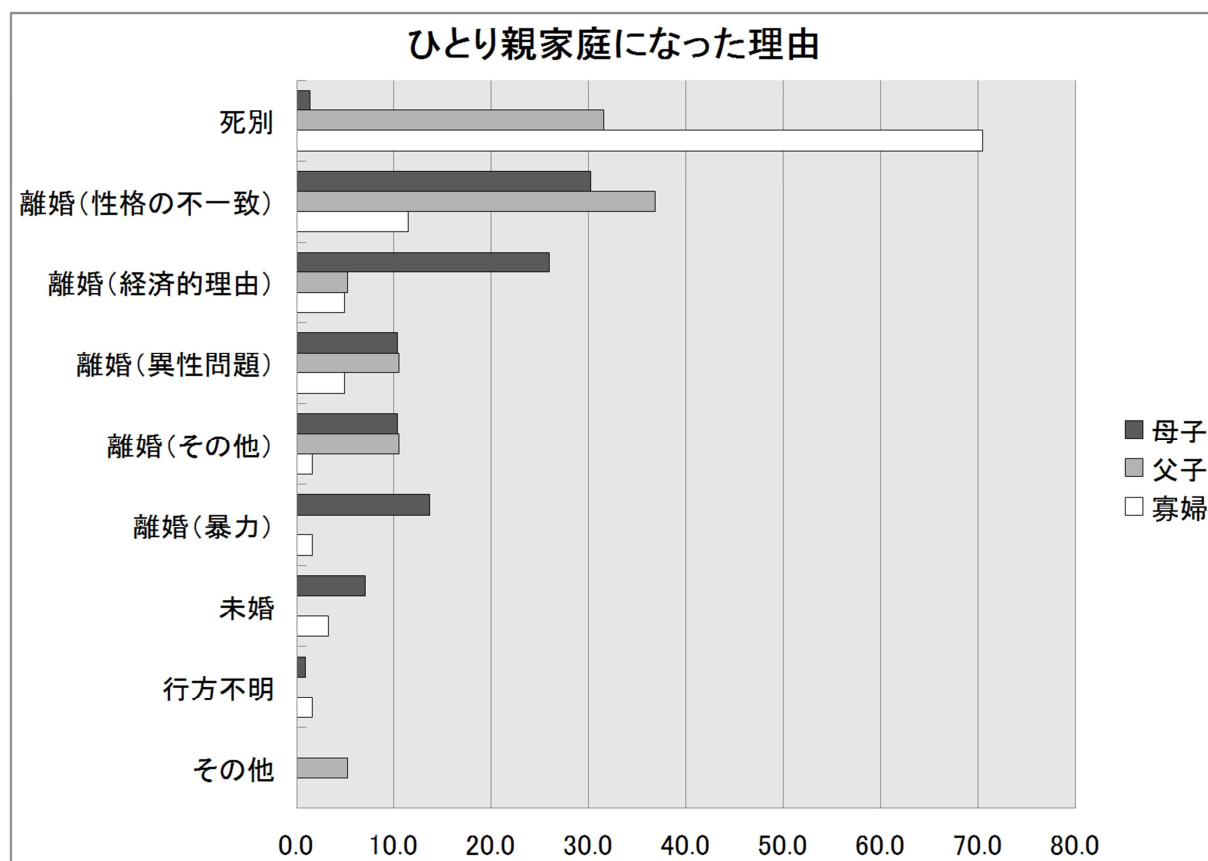
母子家庭では、「離婚」が90.6%、次いで「未婚(婚姻によらない出産)」7.1%、「父の死亡」1.4%でした。

なお、離婚の原因は、「性格の不一致」が33.3%、次いで父に収入がないなどの「経済的理由」28.6%、「暴力」によるものが15.1%でした。

父子家庭でも、ひとり親家庭になった理由は、「離婚」が63.1%で、次いで「母の死亡」が31.6%でした。

なお、離婚の原因のうちは、「性格の不一致」が58.3%、次いで「異性問題」と「その他」がそれぞれ16.7%でした。

寡婦は「父の死亡」が70.5%を占め、「離婚」は24.5%でした。



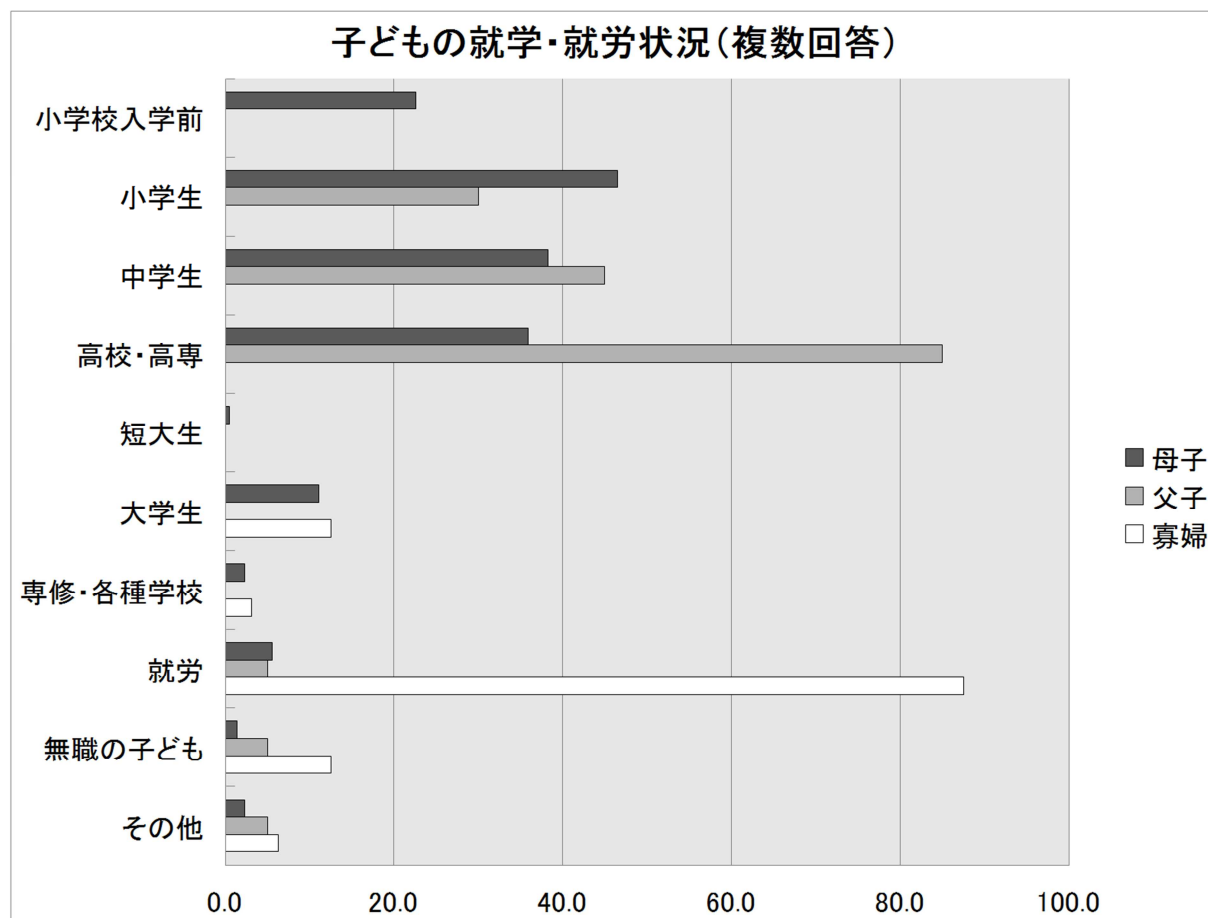
④ 養育している子どもの年代等（複数回答）

母子家庭では、「小学生」が46.5%、次いで、「中学生」が38.2%、「高校・高専」が35.9%でした。

父子家庭では、「高校・高専」が85.0%、次いで「中学生」が45.0%、「小学生」30.0%でした。

母子家庭の子どもに比べると、父子家庭の子どもの年齢層は高くなっています。

寡婦では、87.5%の子どもが就労していますが、「無職の子ども」が12.5%あり、貧困の連鎖の防止のための就労支援などの取り組みが必要といえます。



(2) 就労状況

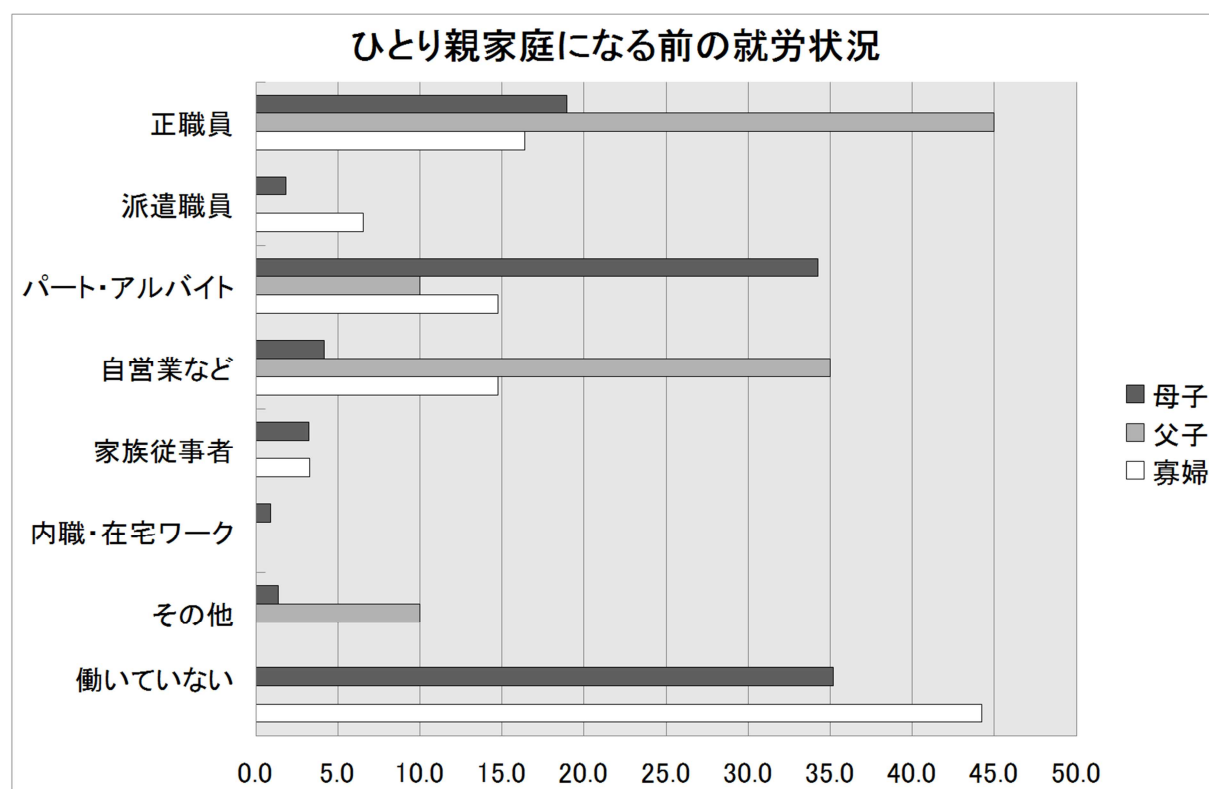
① ひとり親になる前の就労状況、現在の就労状況

母子家庭では、母子家庭になる前は「働いていない」の割合が35.2%、次いで「パート・アルバイト」が34.3%でした。現在の就労状況は、「パート・アルバイト」が42.4%、「正職員」が38.5%となっています。

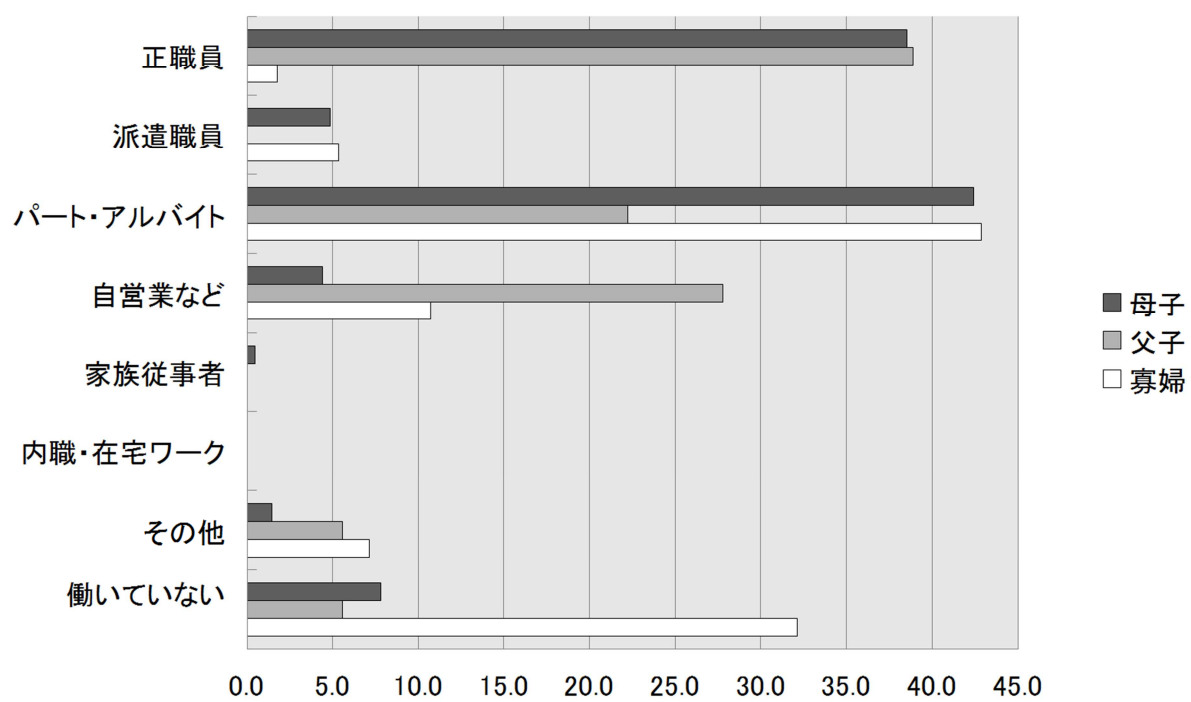
父子家庭では、父子家庭になる前は、「正職員」が45.0%、次いで「自営業など」が35.0%、「パート・アルバイト」は10.0%でした。

現在の就労状況は、「正職員」が38.9%、「自営業など」が27.8%、「パート・アルバイト」が22.2%でした。父子家庭になった後に、正職員としての就労形態が減少し、比較的時間に拘束されない「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

寡婦では、ひとり親となった後から就労するかたは増加していますが、高齢者が多いことから、就労形態としては「パート・アルバイト」が多く、また、「無職」も多いと考えられます。



現在の就労状況

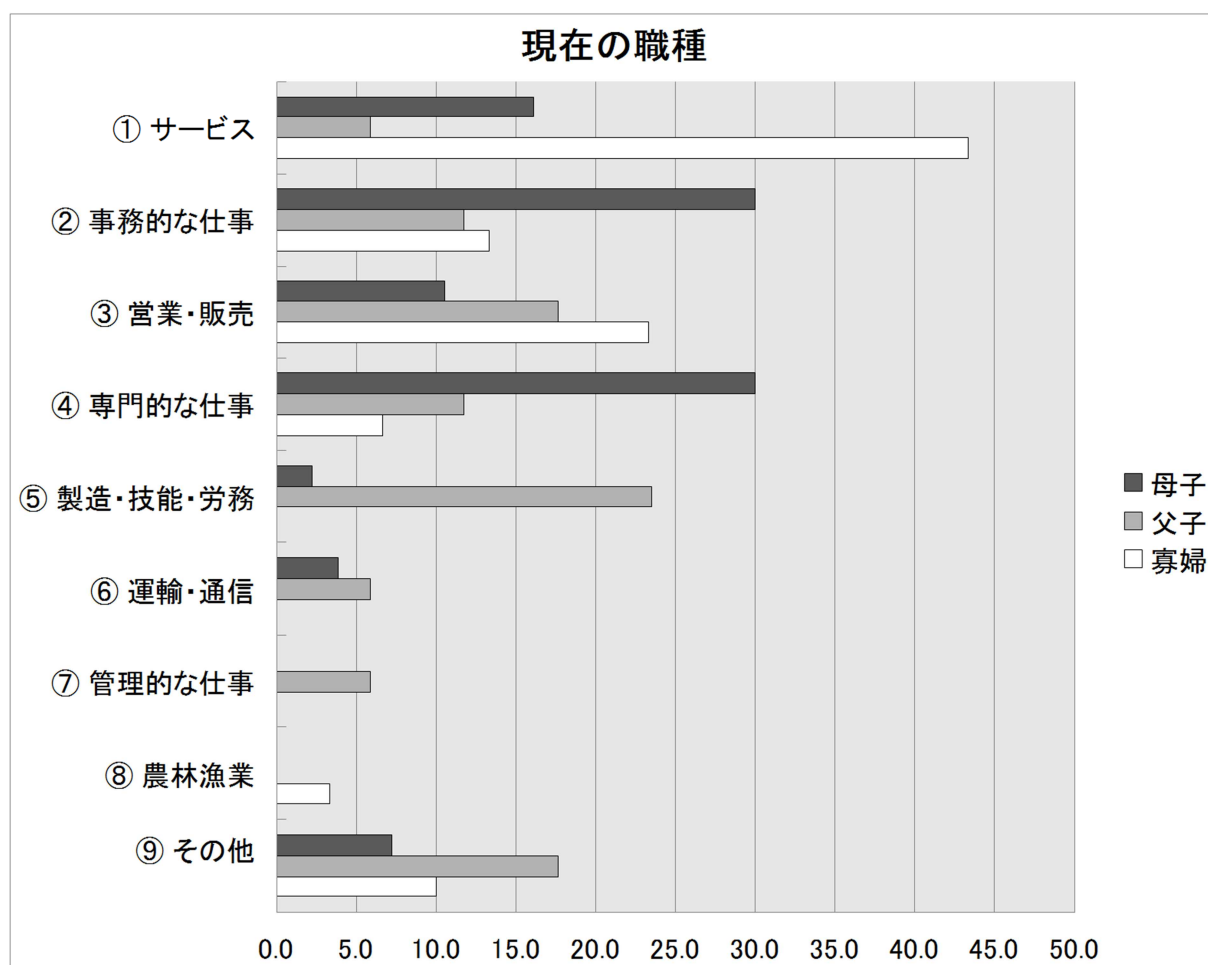


② 現在の仕事の内容

母子家庭は、「事務的な仕事（一般事務、経理事務、医療事務など）」と「専門的な仕事（保育・福祉、医療関係、教員、IT技術者など）」が共に30.0%、次いで「サービス業などの事務的な仕事以外の仕事（飲食店員、調理員、清掃員など）」が16.1%でした。

父子家庭は、「製造・技能・労務の仕事（技能工など）」が23.5%、次いで「営業・販売の仕事（店員、セールス、外交員など）」、「その他の仕事」が共に17.6%でした。

寡婦は、「サービス業などの事務的な仕事以外の仕事（飲食店員、調理員、清掃員など）」が43.3%、次いで「営業・販売の仕事（店員、セールス、外交員など）」が23.3%でした。

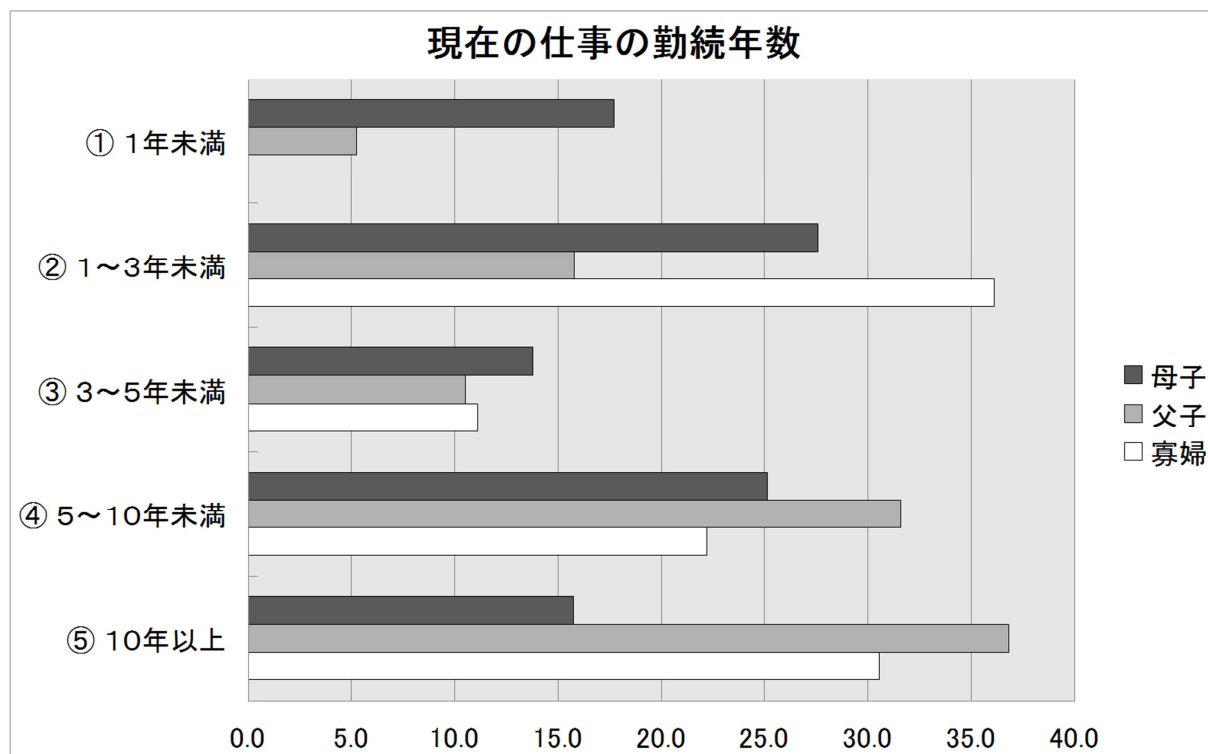


③ 現在の仕事の勤続年数（ひとり親になる前からの勤続年数含む）

母子家庭は、「1～3年未満」が27.6%、次いで「1年未満」が17.7%と、約半数が3年未満となっています。

父子家庭では、「10年以上」が36.8%、次いで「5～10年未満」が31.6%と母子家庭と比べ、比較的安定した就労環境にあるといえます。

寡婦では、「1～3年未満」が36.1%、次いで「10年以上」が30.6%でした。



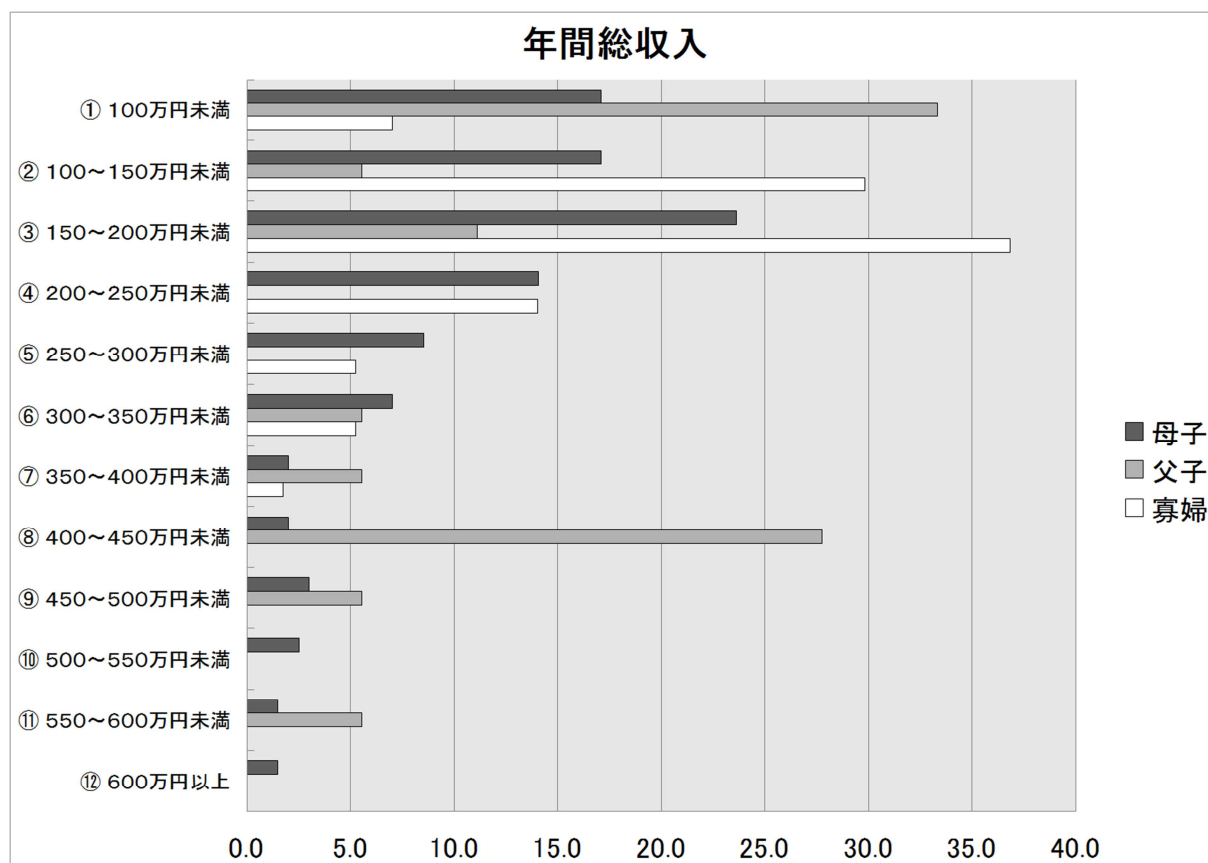
④ 収入などの状況

母子家庭の母の年間総収入は、「150～200万円未満」が23.6%、次いで「100万円未満」、「100～150万円未満」がいずれも17.1%でした。これらを合わせると、57.8%のかたの総収入が200万円未満となっています。前回調査では70.5%でしたので、200万円未満の割合は減少傾向にありますが、まだ6割近くが200万円未満となり、収入の分布も低い部分に集中している状況は変わっていません。

父子家庭の父の年間総収入は、「100万円未満」が33.3%、次いで「400～450万円」27.8%でした。年収200万円未満の割合は、50.0%となっています。

寡婦の年間総収入は、「150～200万円未満」が36.8%、次いで「100万円～150万円未満」が29.8%でした。年収200万円未満の割合は、73.6%となっています。

どの家庭形態においても、年収200万円未満が50%を超えており、多くのひとり親家庭等が、経済的に非常に苦しい状況であることがわかります。



「平成23年度全国母子世帯等調査／厚生労働省」によれば、母子家庭の平均年間収入は291万円で、母の平均年間収入は223万円、母の平均年間就労収入は181万円となっています。

父子家庭の平均年間収入は455万円で、父の平均年間収入は380万円、父の平均年間就労収入は360万円となっています。

下の図表のとおり、ひとり親でない児童のいる家庭の平均年間収入は、658万円であることから、母子家庭においては、その半分以下となっています。また、父子家庭においても母子家庭よりは高いものの、ひとり親でない児童のいる世帯に比べると低くなっていることから、経済的な安定は母子家庭・父子家庭に共通する課題といえます。

図表 ひとり親でない児童のいる世帯と母子家庭及び父子家庭の平均年間収入の比較

ひとり親でない 児童のいる世帯	母子家庭	父子家庭
658万円	291万円	455万円

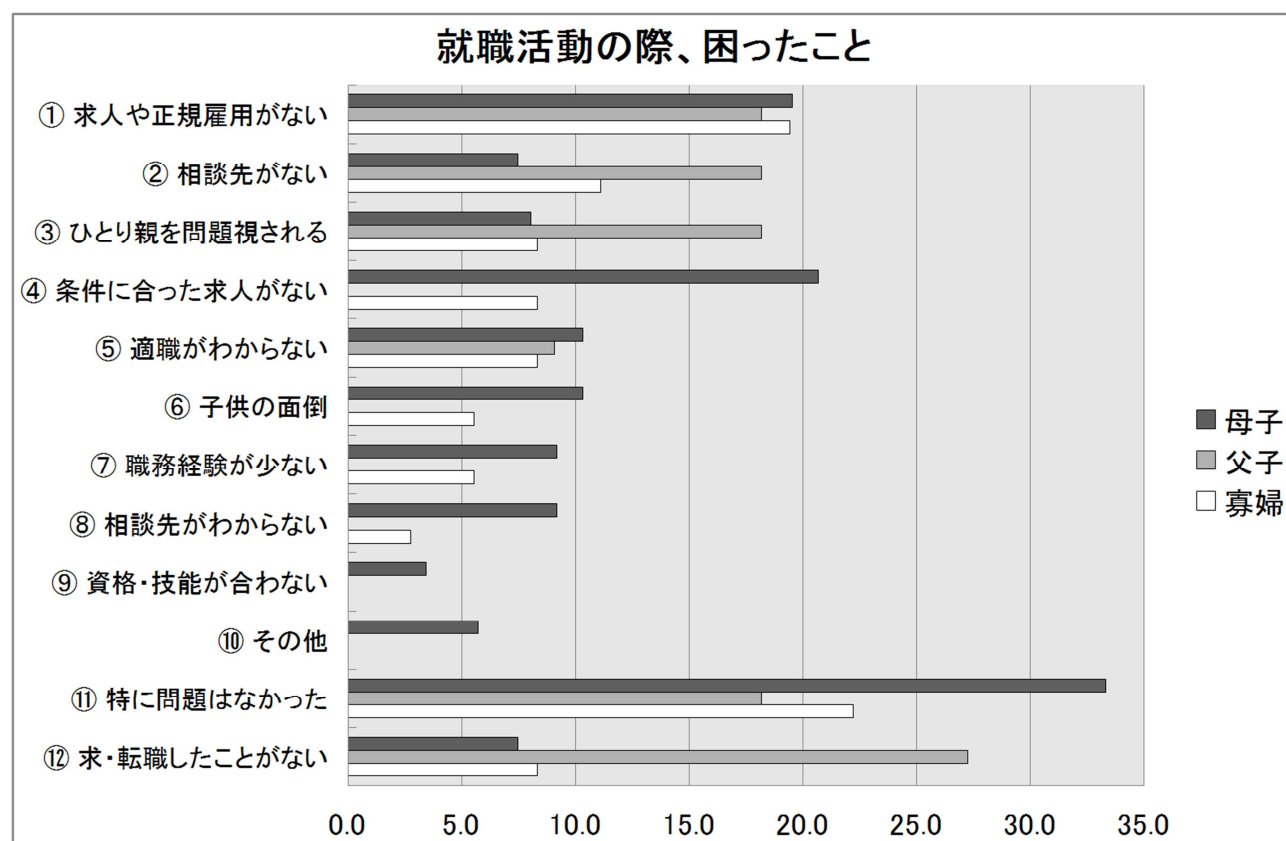
(3) 就労にあたっての支援について

① 就職活動の際、困ったこと

母子家庭では、就職活動において、何らかの困ったことがあったと答えたかたは59.2%で、その内容は「求職しているが条件にあった求人がない」が20.7%、「求人や正規雇用そのものがない(少ない)」が19.5%でした。

父子家庭では、何らかの困ったことがあったと答えたかたは54.5%で、その内容は「気軽に利用できる相談先がない」、「求人や正規雇用そのものがない(少ない)」、「ひとり親家庭であることを問題視される」がそれぞれ18.2%でした。

寡婦では、何らかの困ったことがあったと答えたかたは69.5%で、その内容は、「求人や正規雇用そのものがない(少ない)」が19.4%、「気軽に利用できる相談先がない」が11.1%でした。

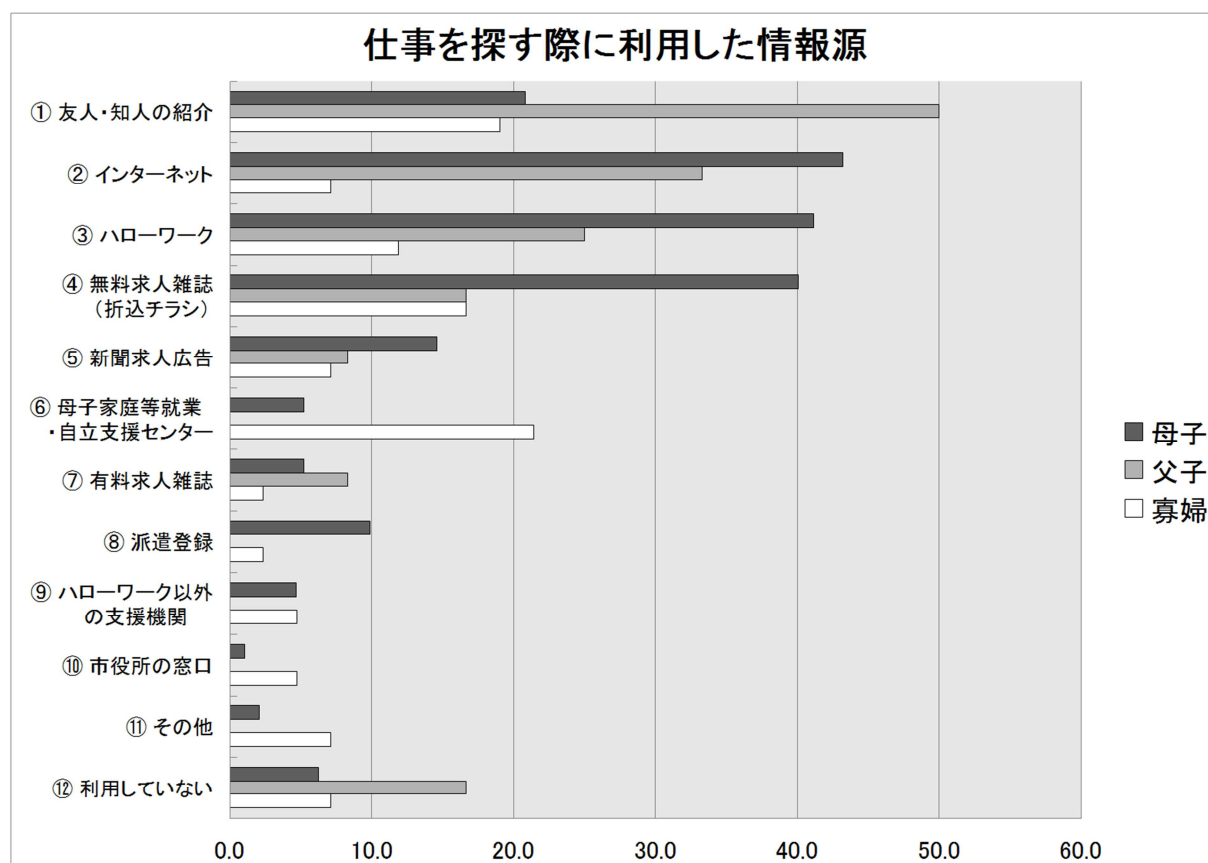


② 仕事を探す際、利用した情報源について（複数回答可）

母子家庭では、「インターネット」が43. 2%、次いで「ハローワーク」41. 1%、「無料求人雑誌（折込チラシ）」が40. 1%でした。

父子家庭では、「友人・知人の紹介」が50. 0%、次いで「インターネット」が33. 3%、「ハローワーク」が25. 0%でした。

寡婦では、「母子家庭等就業・自立支援センター」が21. 4%、次いで「友人・知人の紹介」が19. 0%、「無料求人雑誌（折込チラシ）」が16. 7%でした。

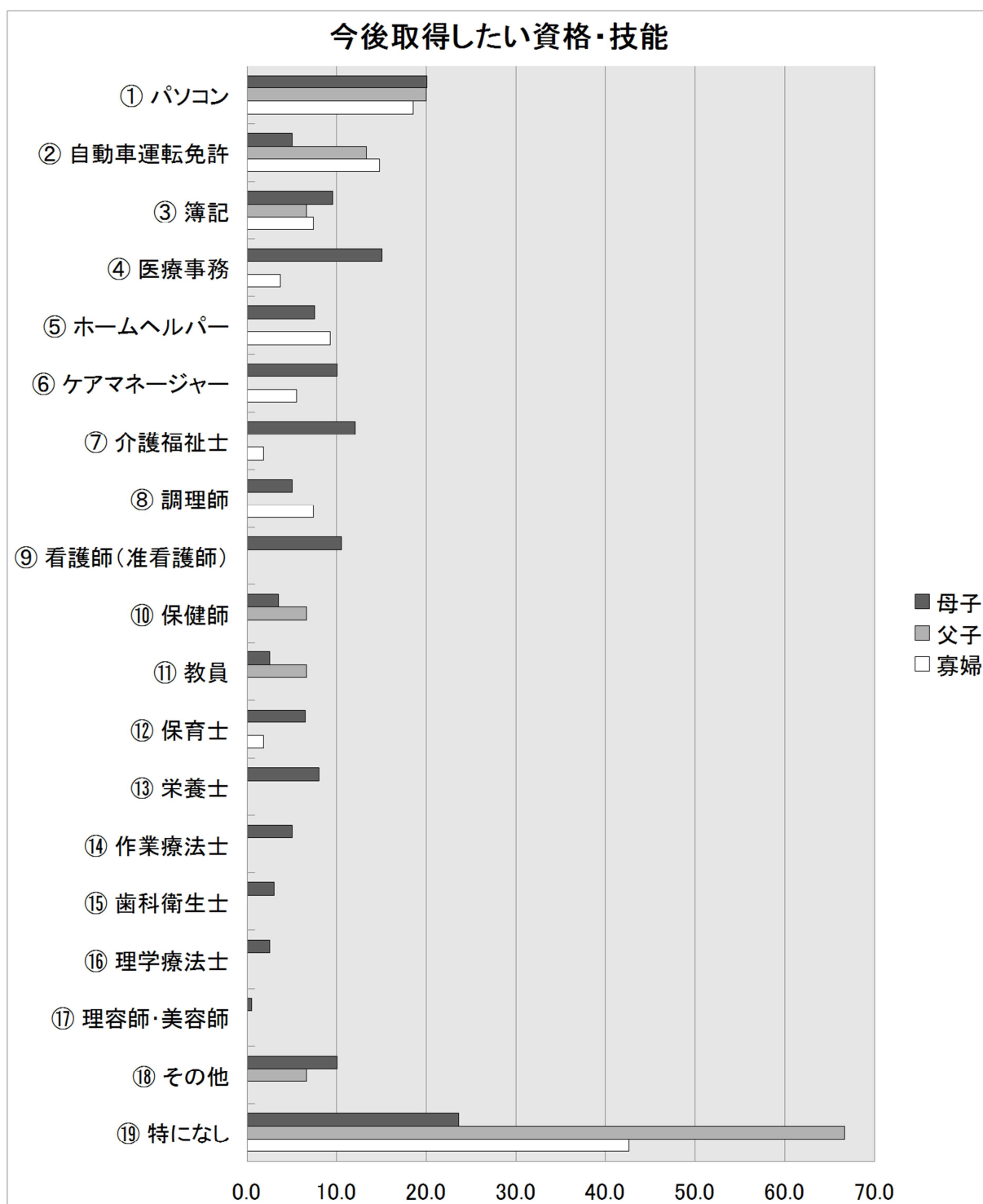


③ 今後、取得したい資格・技能

母子家庭では、「パソコン」が20. 1%、以下「医療事務」、「介護福祉士」、「看護師」、「ケアマネージャー」、「簿記」、「栄養士」と多岐にわたっています。何らかの資格・技能を取得したいと答えたかたは85. 3%で、「特になし」と答えたかたは23. 6%でした。

父子家庭では、「パソコン」が20. 0%、次いで、「自動車運転免許」13. 3%でした。何らかの資格・技能を取得したいと答えたかたは33. 3%で、「特になし」と答えた人が66. 7%でした。

寡婦では、「パソコン」が18. 5%、次いで、「自動車運転免許」14. 8%でした。何らかの資格・技能を取得したいと答えたかたは57. 4%で、「特になし」と答えたかたは42. 6%でした。



（４）住環境について

① ひとり親家庭等になる前の住まい、なった直後の住まい、現在の住まい

母子家庭、父子家庭、寡婦とも、「なる前」は「民間賃貸住宅」または「持ち家」の割合が約8割となっています。

「直後」では、「民間賃貸住宅」または「持ち家」が多いものの、割合としては、母子家庭では約6割に、父子家庭と寡婦では約7割に減少します。

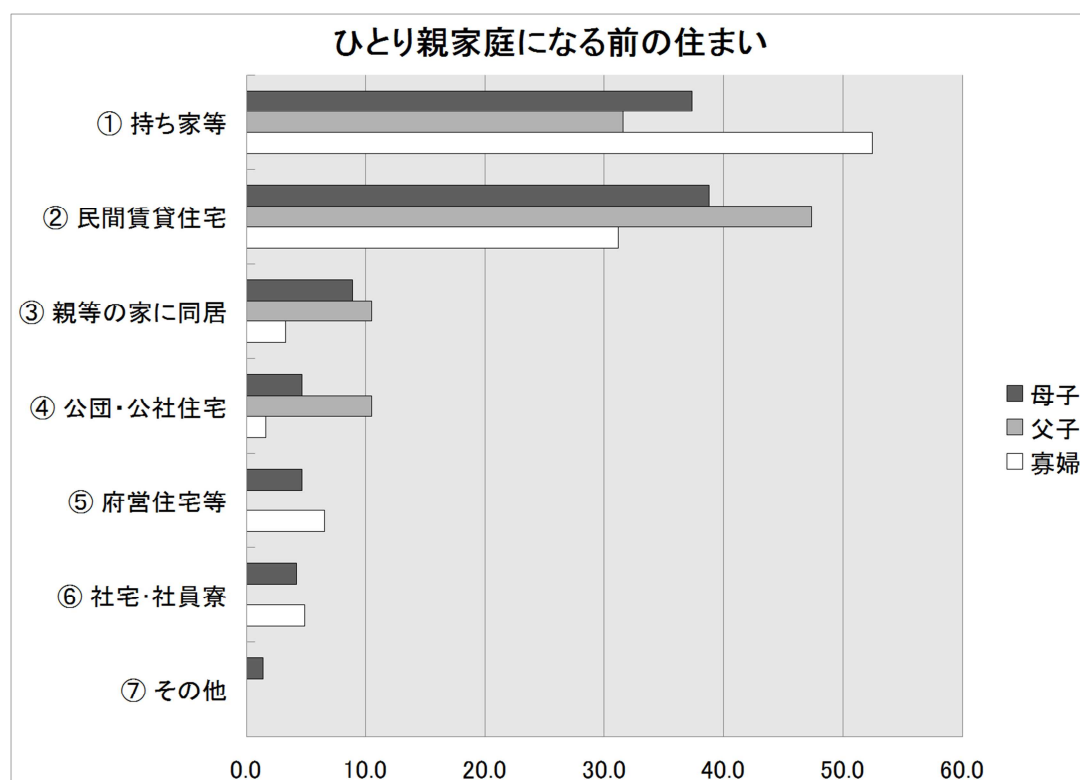
「なる前」と「直後」の推移としては「親等の家に同居」の割合に変化が見られ、母子家庭では8.9%から27.0%に、父子家庭では10.5%から21.1%に、寡婦では3.3%から14.8%に増えています。ひとり親家庭等になったことで、賃貸住宅や持ち家を出て、子育てと仕事の両立や経済的な安定を図るために親等の家に同居する人が増加すると思われます。

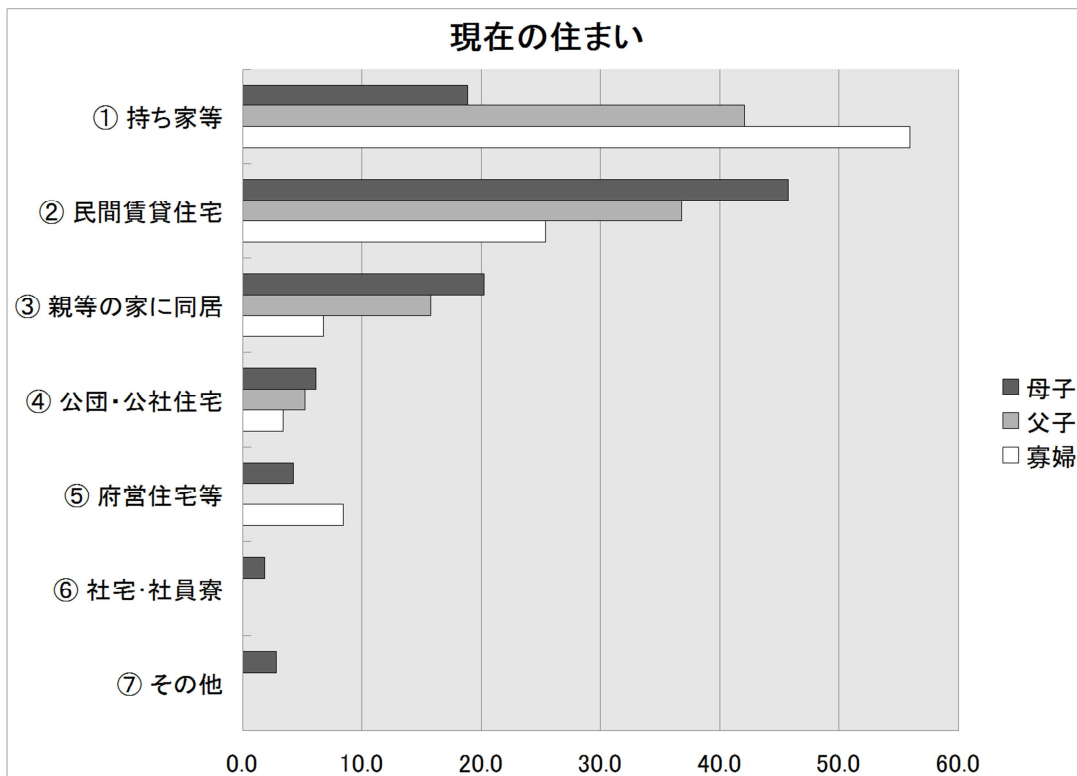
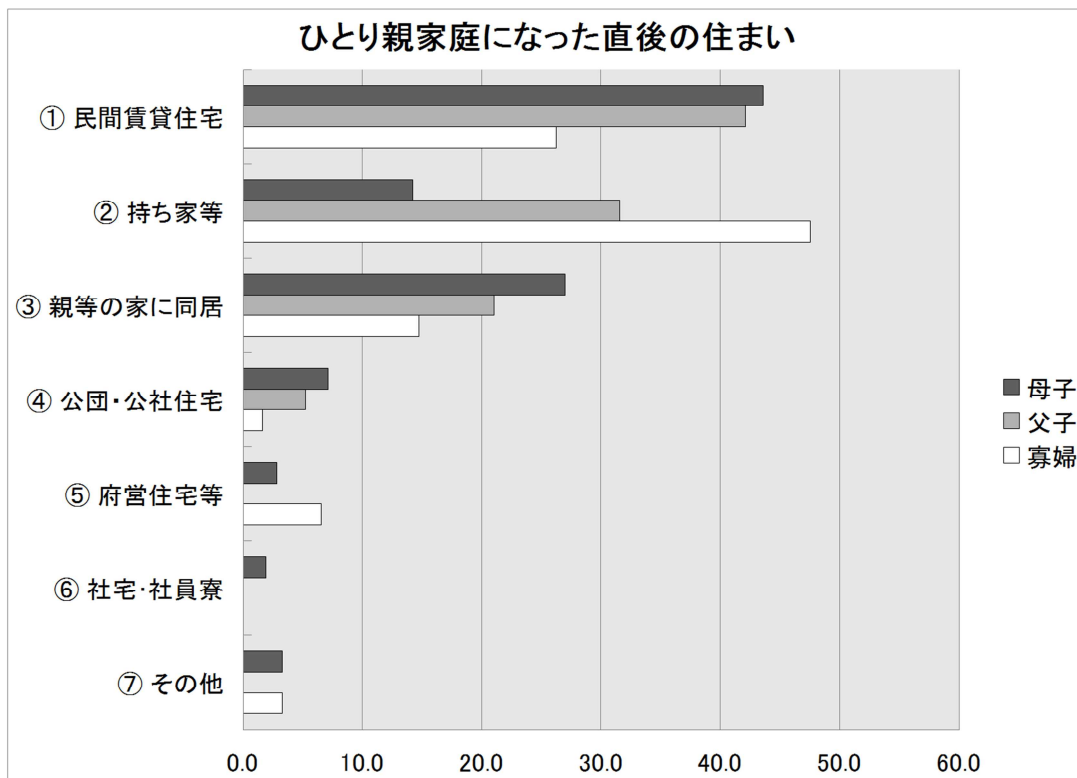
「現在」では、母子家庭では、「民間賃貸住宅」または「持ち家」が64.7%、「親等の家に同居」は20.3%でした。

父子家庭では、「持ち家」または、「民間賃貸住宅」が78.1%、「親等の家に同居」は15.8%でした。

母子・父子家庭とも、子どもの成長とともに親等との同居が減少する傾向にあります。

「寡婦」では「持ち家」が55.9%、次いで「民間賃貸住宅」25.4%、「府営住宅等」が8.5%となり、「親等の家に同居」は6.8%でした。



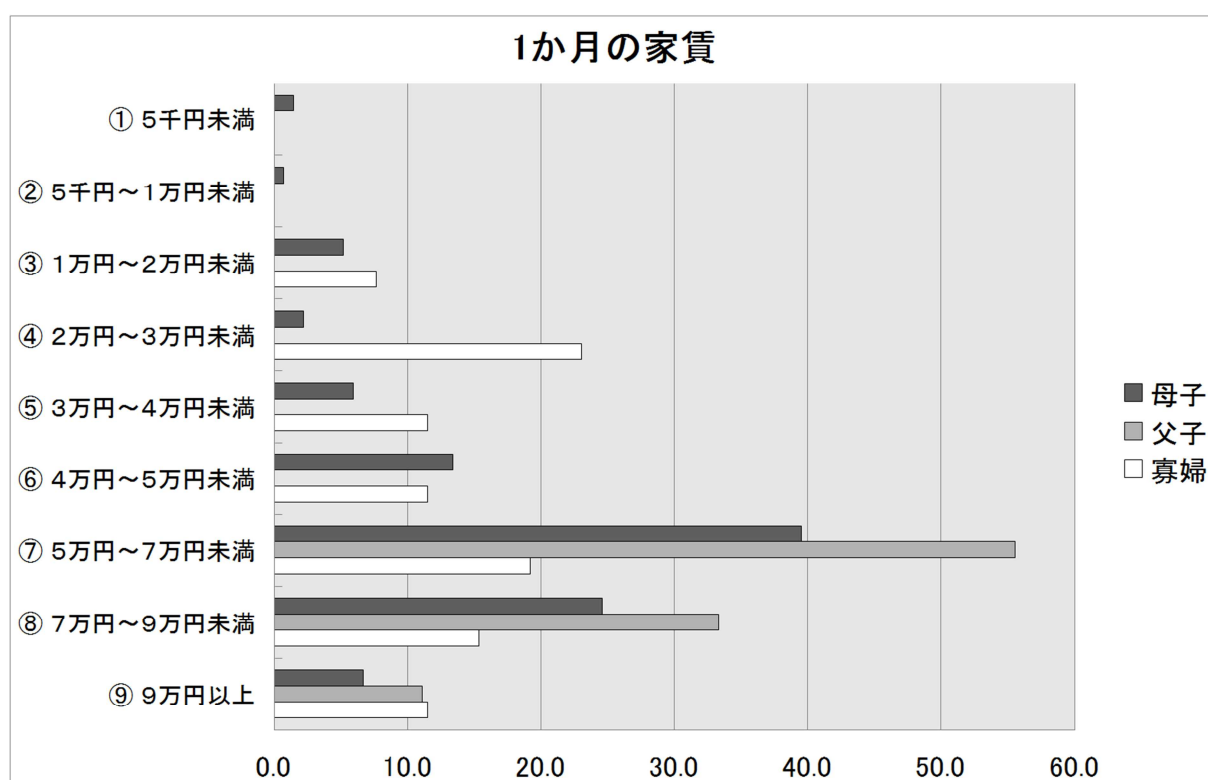


② 1ヵ月の家賃

母子家庭では、月額「5万円～7万円未満」が39.6%、次いで、「7万円～9万円未満」が24.6%、「4万円～5万円未満」13.4%でした。「5万円未満」が29.0%、「5万円以上」が71.0%となっています。

父子家庭では、「5万円～7万円未満」が55.6%、次いで、「7万円～9万円未満」が33.3%でした。全ての家庭が「5万円以上」となっています。

寡婦では、「2万～3万円未満」が23.1%、次いで「5万円から7万円未満」19.2%、「7万円～9万円未満」15.4%とばらつきが見られます。「5万円未満」の割合は53.8%、「5万円以上」は46.1%となっています。



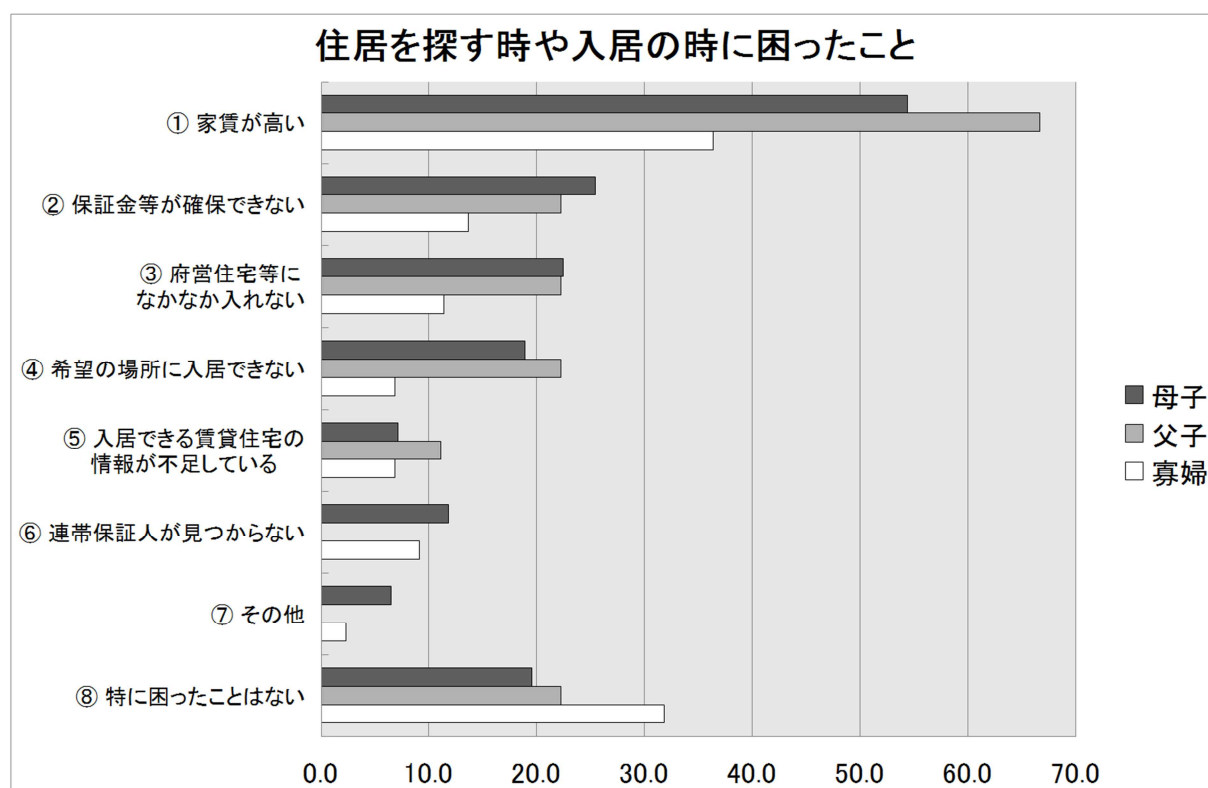
③ 賃貸住宅を探す時や入居の時の困りごと

母子家庭では、「家賃が高い」が54.4%、次いで「保証金等が確保できない」が25.4%、「府営住宅等になかなか入れない」が22.5%でした。

父子家庭では、「家賃が高い」が66.7%、次いで「保証金等が確保できない」、「府営住宅等になかなか入れない」、「希望の場所に入居できない」がともに22.2%でした。

寡婦では、「家賃が高い」が36.4%、次いで「保証金等が確保できない」が13.6%、「府営住宅等になかなか入れない」11.4%でした。

「特に困ったことはない」と答えたかたの割合は、母子家庭19.5%、父子家庭22.2%、寡婦は31.8%でした。



(5) 養育費について

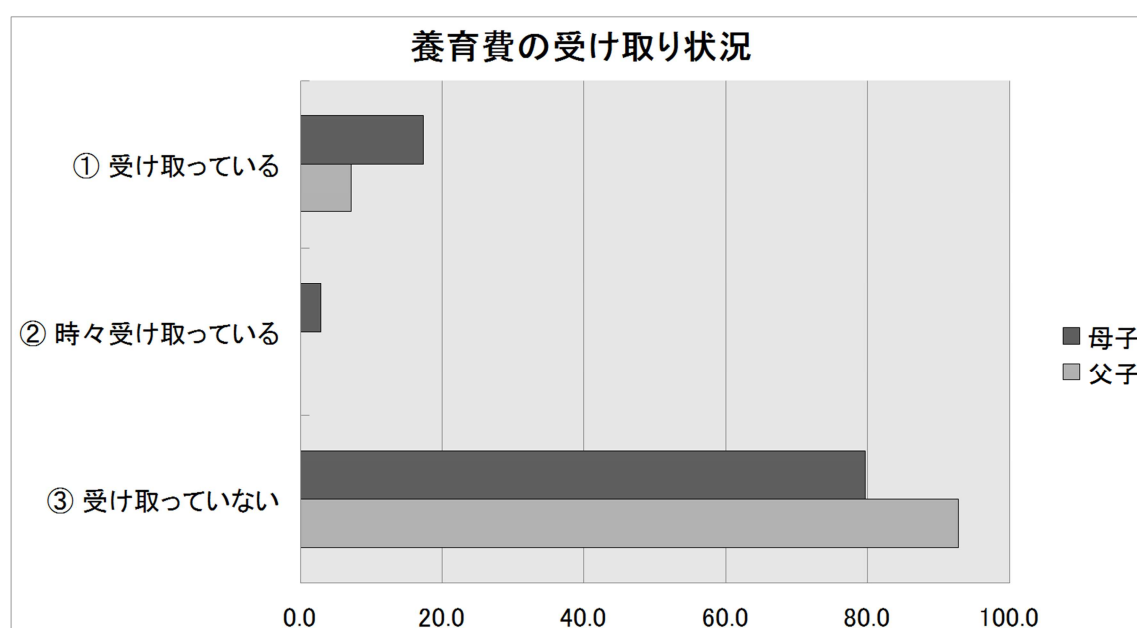
① 養育費の受け取りの状況

母子家庭では、「受け取っていない」が79.7%で、約8割のかたが養育費を受け取っていません。

一方、受け取っているかたの割合は、約2割で、「受け取っている」(17.4%)と「時々受け取っている」(2.9%)となっています。

また、受け取っているかたの養育費の月額は、「3万円以上～6万円未満」が62.5%で、次いで「3万円未満」20.0%、「6万円以上～9万円未満」10.0%でした。

父子家庭では、「受け取っていない」が92.9%、「受け取っている」が7.1%でした。



② 養育費を受け取っていない理由

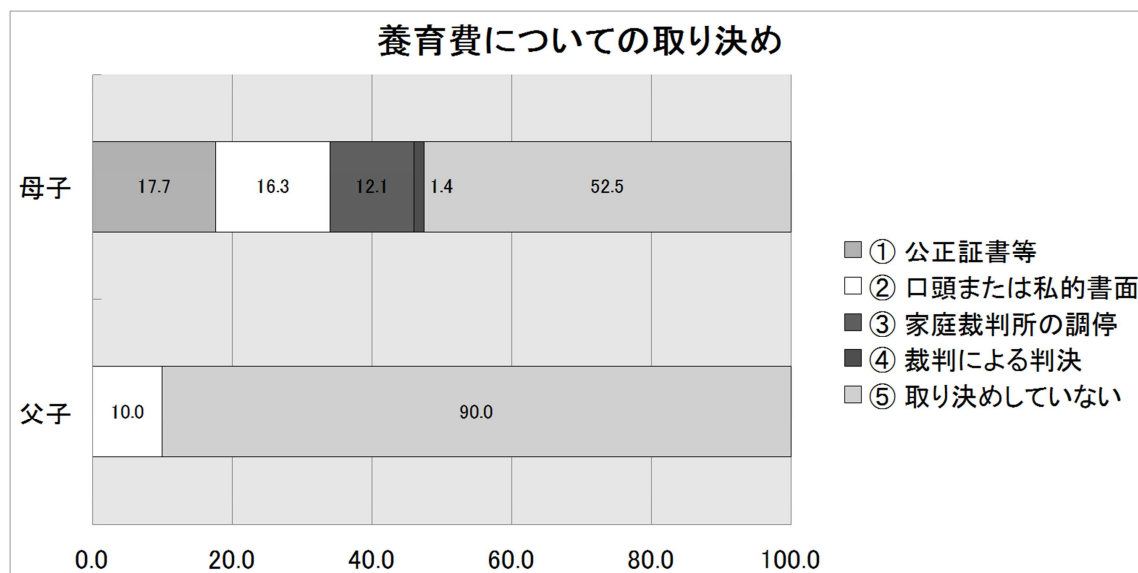
母子家庭では、「相手に支払う意思や能力がなかった」が68.5%、次いで「関係を断ち切りたかった」が36.4%、「交渉が煩わしかった」が12.7%でした。

父子家庭では、「相手に支払う意思や能力がなかった」が30.8%、次いで「関係を断ち切りたかった」、「その他」が共に23.1%でした。

③ 養育費についての取り決め方法

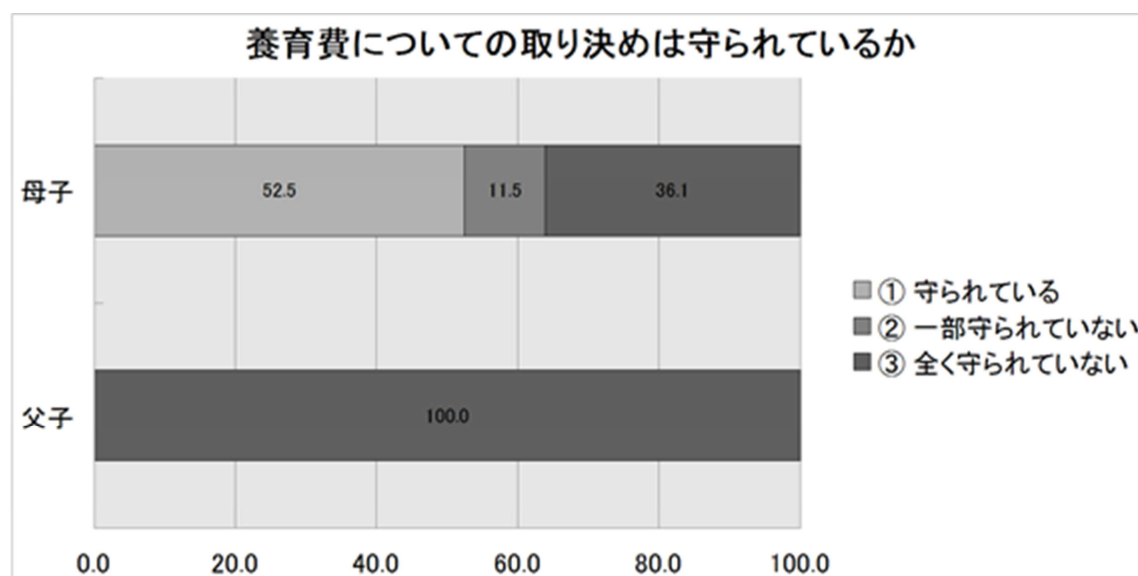
母子家庭では、「取り決めをしていない」かたが52.5%で、次いで「公正証書」が17.7%、「口頭または私的書面」が16.3%でした。

父子家庭では、「取り決めをしていない」かたが90.0%、「口頭または私的書面」が10.0%でした。



④ 養育費の取り決めの遵守状況

母子家庭では、「守られている」というかたの割合は52.5%でした。「守られていない」というかたも半数近くを占め、そのうち「全く守られていない」が36.1%、「一部守られていない」が11.5%となっています。父子家庭では、「全く守られていない」が100%でした。



（６）施設や制度の認知度・利用度

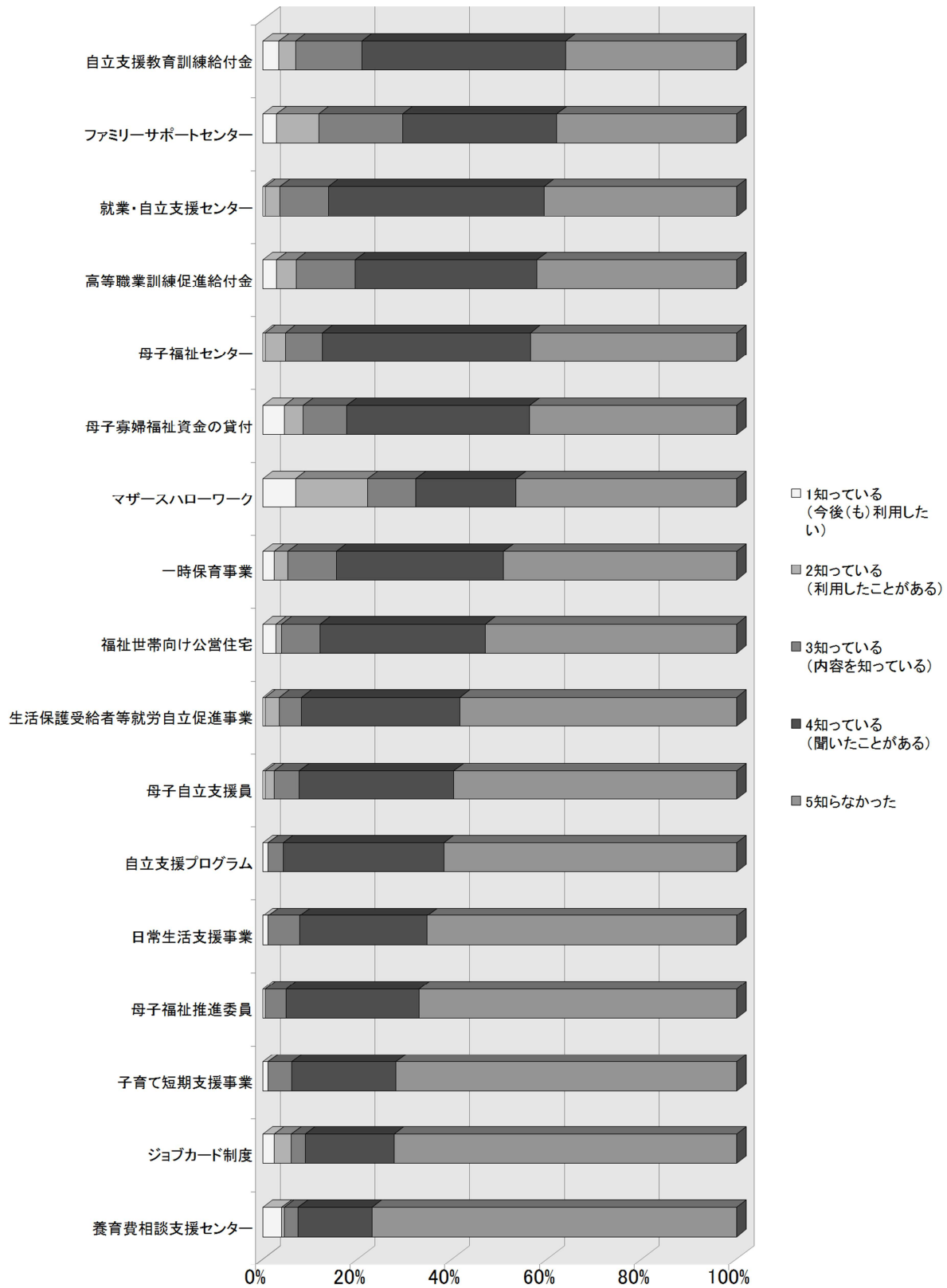
① 施設や制度の認知度・利用度

母子家庭では、６割以上のかたが認知していた制度は、「自立支援教育訓練給付金」で、次いで５割以上のかたが認知していた制度は、「ファミリー・サポート・センター」、「就業・自立支援センター」、「母子福祉センター」、「高等職業訓練促進給付金」、「母子寡婦福祉資金の貸付」でした。

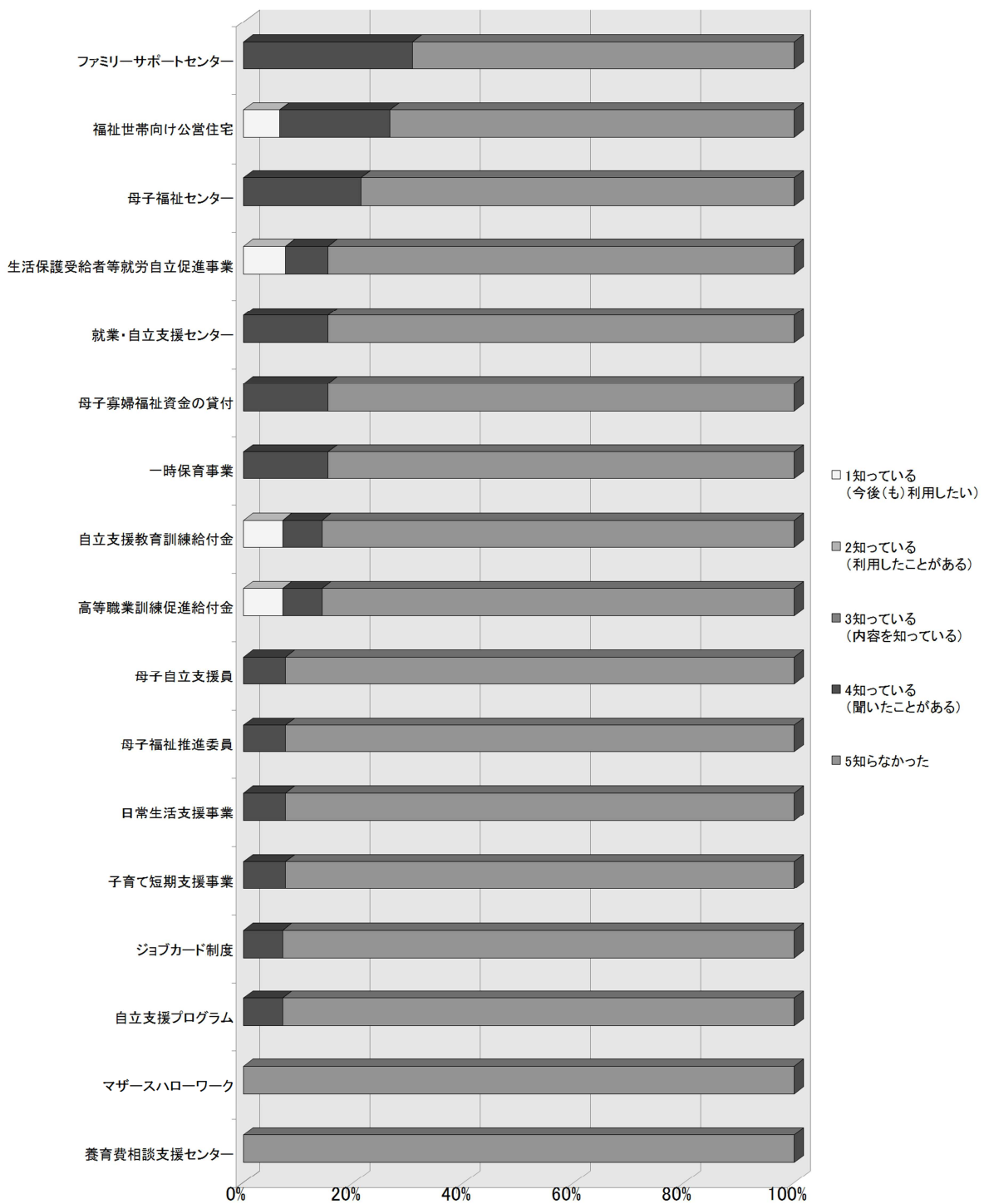
父子家庭では、いずれの施設・制度においても、「知らなかった」の割合が非常に高く、最も認知度が高かった制度でも「ファミリー・サポート・センター」が３割、「福祉世帯向け公営住宅」が２割の順となっています。これまで父子家庭は対象でなかった制度もあるため、認知度が低く、利用も進んでいないと考えられます。

寡婦においては、９割以上のかたが認知していた制度は、「母子寡婦福祉資金の貸付」、「母子福祉推進委員」、「母子福祉センター」、「母子自立支援員」、「就業・自立支援センター」となっています。

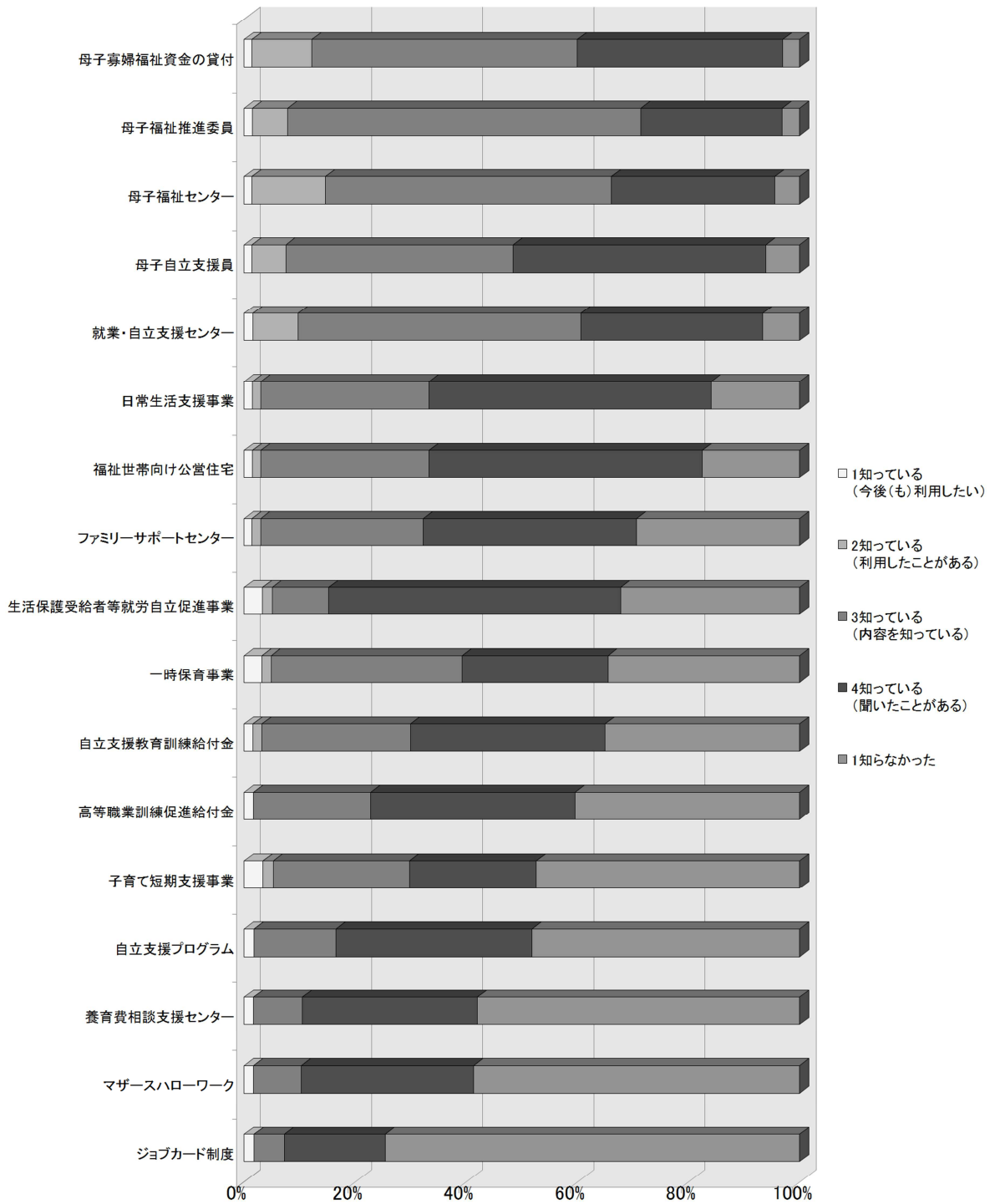
施設・制度の認知状況(母子)



施設・制度の認知状況(父子)



施設・制度の認知状況(寡婦)



（７）困りごと、相談先、望む支援策

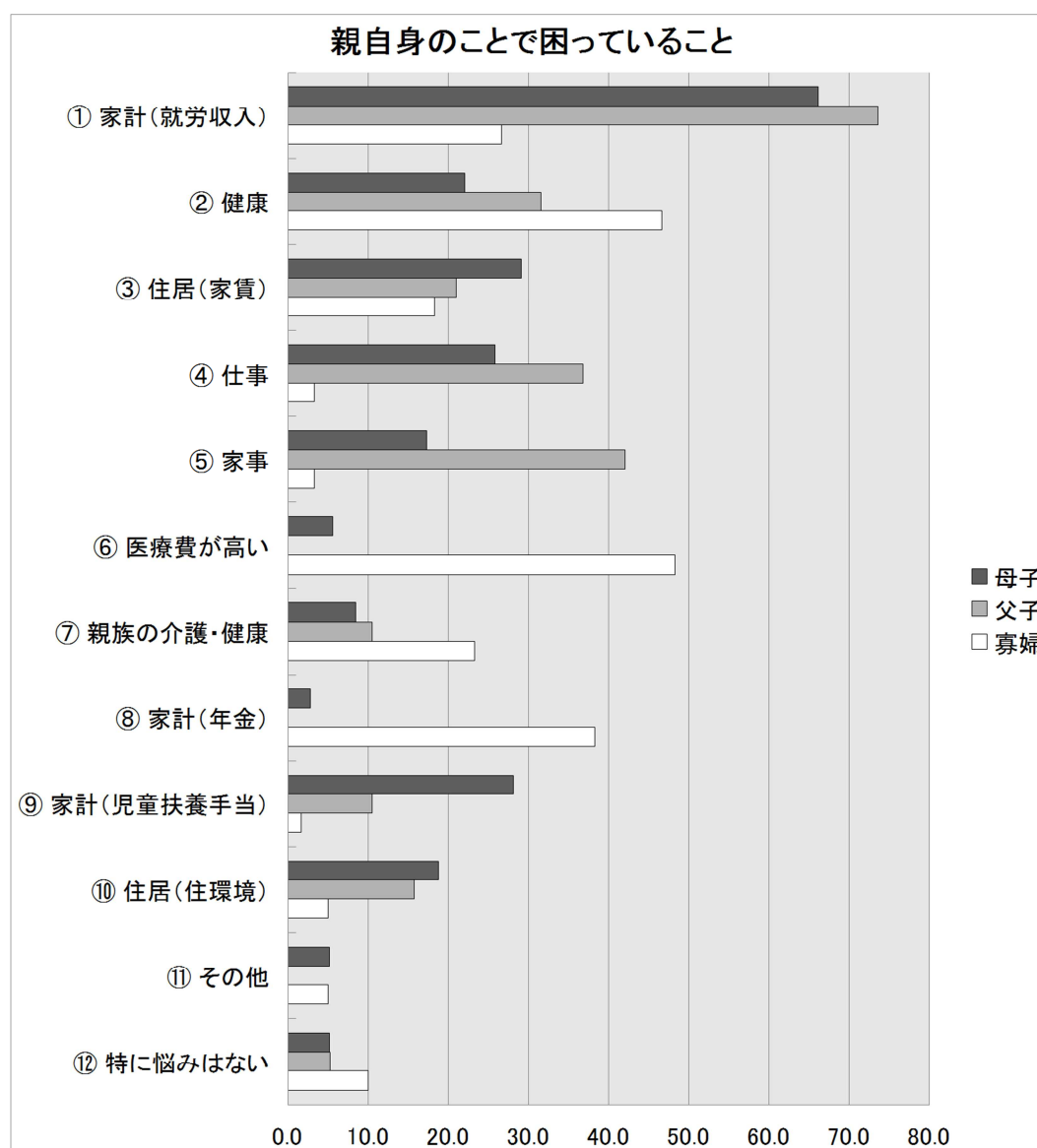
① 生活全般において困っていることや悩みごと （親自身のことで困っていること）（複数回答可）

母子家庭の母は、「家計（就労収入が少ない）」が66.2%、次いで、「住居（家賃が高い）」が29.1%、「家計（児童扶養手当が少ない）」28.2%、「仕事」25.8%でした。

父子家庭の父は、「家計（就労収入が少ない）」が73.7%、次いで、「家事」が42.1%、「仕事」36.8%、「自分の健康」31.6%でした。

寡婦は、「医療費が高い」が48.3%、次いで、「自分の健康」46.7%、「家計（年金が少ない）」38.3%、「家計（就労収入が少ない）」26.7%でした。

ひとり親家庭等においては、経済的なことが主な困りごとになっているといえます。

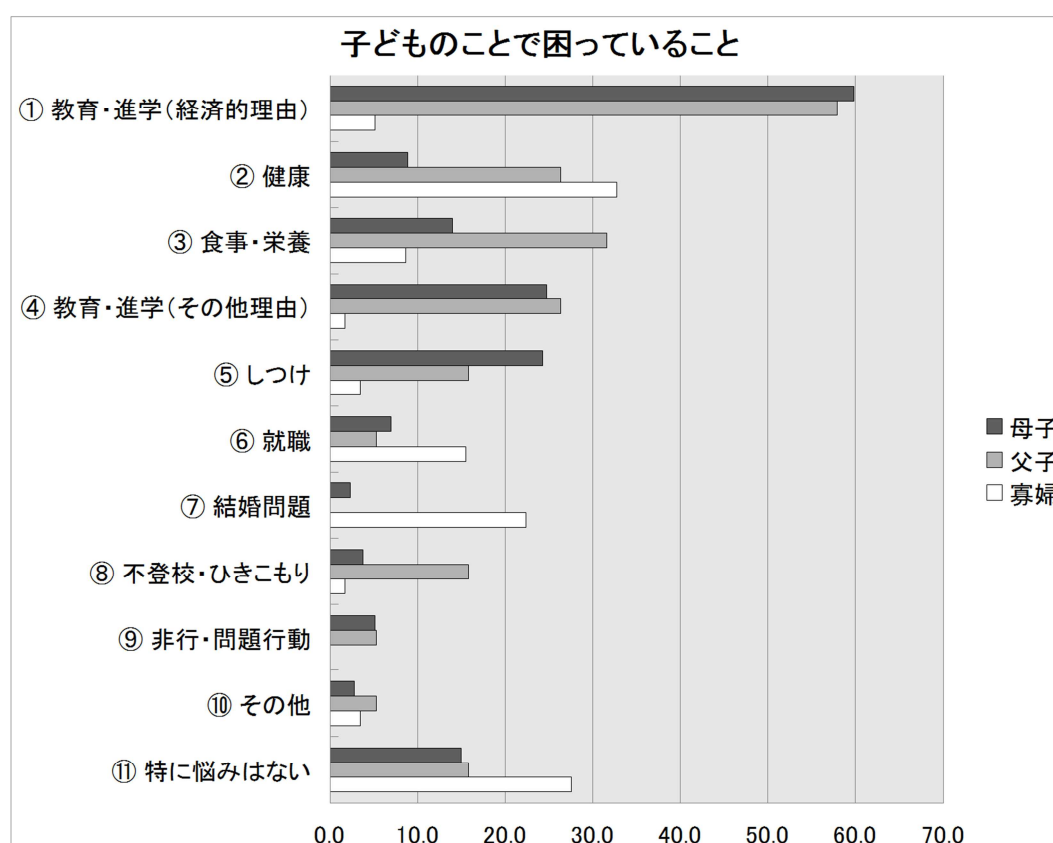


(子どものことで困っていること) (複数回答可)

母子家庭は、「教育・進学(経済的理由)」が59.8%、次いで、「教育・進学(その他の理由)」が24.8%、「しつけ」が24.3%の順でした

父子家庭は、「教育・進学(経済的理由)」が57.9%、次いで、「子どもの食事・栄養」が31.6%、「教育・進学(その他の理由)」と「子どもの健康」が共に26.3%でした。

寡婦は、「子どもの健康」が32.8%、次いで、「子どもの結婚問題」が22.4%、「子どもの就職」が15.5%でした。



② 困ったときの主な相談相手

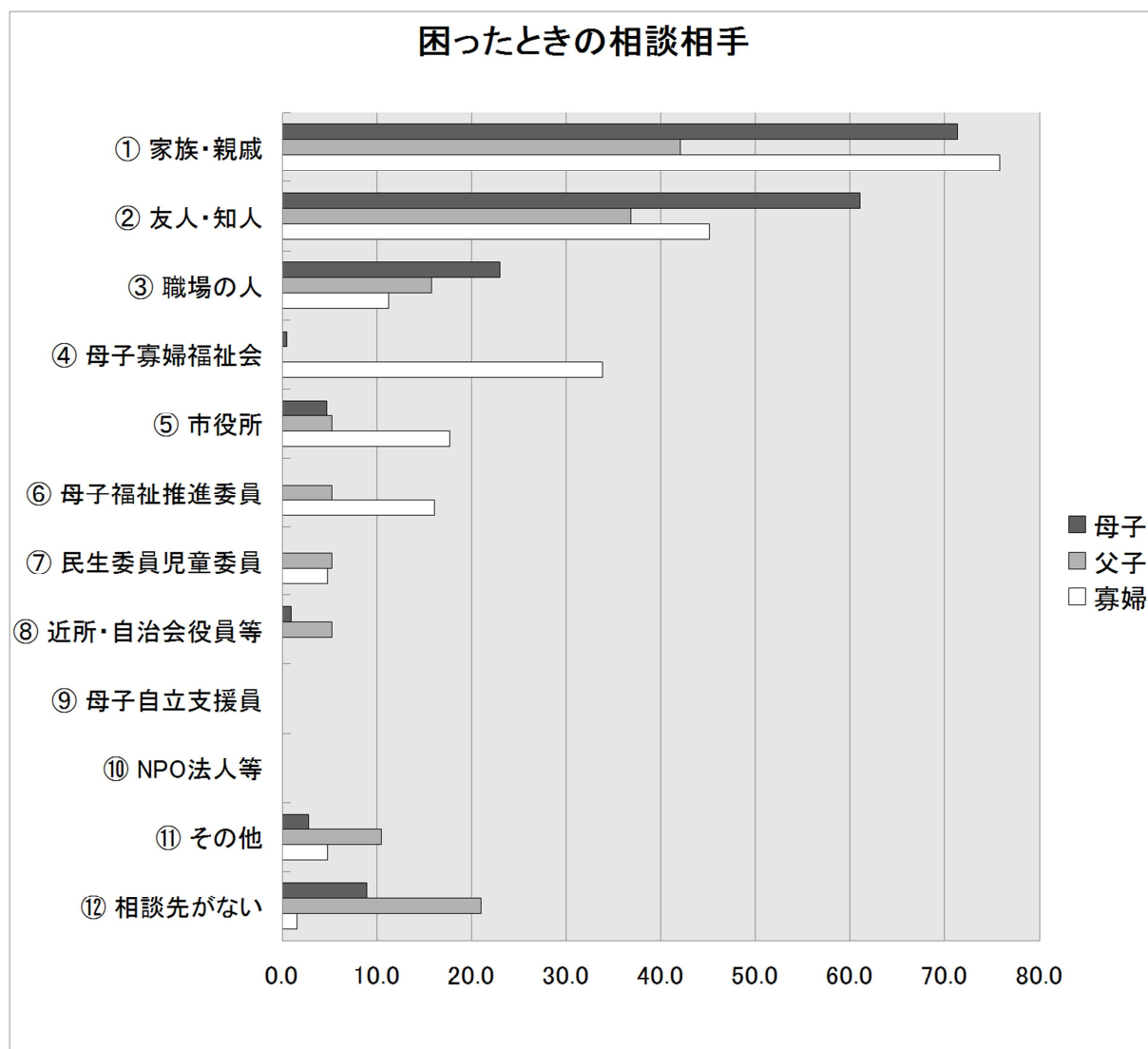
母子家庭は、「家族・親戚」が71.4%、次いで、「友人・知人」が61.0%、「職場の人」が23.0%でした。

父子家庭は、「家族・親戚」が42.1%、次いで、「友人・知人」が36.8%、「職場の人が」15.8%でした。

寡婦は、「家族・親戚」が75.8%、次いで、「友人・知人」が45.2%、「母子寡婦福祉会」が33.9%でした。

一方で、「相談先がない」と答えたかたは、母子家庭で8.9%、父子家庭では21.1%あり、これらのかたは、頼れる家族や友人等がおらず、孤立した状況下で子育て等をしている可能性が高いと考えられます。

様々な機会を通して相談機関につなぎ、個々の状況の把握に努め、施策や制度の周知を図る必要があります。



③ 自立や生活安定のために望む支援策（複数回答可）

母子家庭は、「児童扶養手当の拡充」が49.8%、次いで「就学援助の拡充」が46.4%、「正規雇用での就労機会の拡充」が34.9%でした。

父子家庭は、「児童扶養手当の拡充」が68.8%、次いで「就学援助の拡充」が50.0%、「相談窓口開設時間の拡充」が37.5%でした。

寡婦は、「年金の拡充」が85.5%、「医療費負担の軽減」が87.1%でした。

